

レセ電通信調 2024006 号
令和 6 年 10 月 24 日

レセプト電算処理調剤システム関係メーカー等 各位

支払基金システム部
国保中央会医療保険部

長期収載品の選定療養に係る記録方法について

令和 6 年 7 月 12 日付け保医発 0712 第 1 号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」において、別表 I に長期収載品の選定療養に関する取扱いが定められたことに伴い、令和 6 年 10 月調剤分以降の長期収載品に係る記録方法について、下記のとおりお知らせします。

記

1 長期収載品の選定療養対象となった医薬品の記録について

●CSVの記録

IY, 1, 670421322, 1, , , , , ,

●レセプトの表示

No.	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数 点 ~		
				負担	医薬品名・規格・用量・剤形・用法 単位薬剤料点		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料
1	1	10.1	10.1		【内服】 1 日 1 回朝食後 アダラートCR錠 40mg (選) 1 錠	2 28	24 50	56	

長期収載品の選定療養対象となった場合は、医薬品マスターの項番 42「選定療養区分」に「2」が設定されている医薬品コードを記録します。

このコードを用いることでレセプトには医薬品名称の後に「(選)」が表示されます。

なお、選定療養対象の場合に用いる医薬品コードと対象外となった場合に用いる医薬品コードの対応表を支払基金のホームページに掲載していますのでご活用下さい。

https://www.ssk.or.jp/seikyushiharai/tensuhyo/kihonmasta/r06/kihonmasta_04.html

2 長期収載品の選定療養対象外となった医薬品の記録について

長期収載品の選定療養対象外となった場合は、その理由をコメントコードで摘要欄（TK）レコード又はコメント（CO）レコードに記録します。

コメントコードが記録されていない場合は、受付・事務点検ASPチェックにて【L4438：長期収載品使用理由の記録もれ】が発生します。

なお、令和6年9月以前の処方月日で令和6年10月以降に調剤している医薬品についてもコメントコードの記録がない場合当該エラーが発生しますが、コメントコードの記録は不要であることから請求可能です。

(1) 摘要欄（TK）レコードの記録例

●CSVの記録

IY, 1, 610421322, 1, , , , , ,

{

TK, 820101324,

●レセプトの表示

No.	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			点 ～
				負担	医薬品名・規格・用量・剤形・用法 単位薬剤料点		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	10.1	10.1		【内服】1日1回朝食後 アダラートCR錠40mg 1錠	3	28	24 50	84	

摘 要	後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品を提供することが困難なため
--------	-----------------------------------

(2) コメント（CO）レコードの記録例

●CSVの記録

IY, 1, 610421322, 1, , , , , ,

CO, 820101324,

●レセプトの表示

No.	医師 番号	処方 月日	調剤 月日	処 方		調剤 数量	調剤報酬点数			点 ～
				負担	医薬品名・規格・用量・剤形・用法 単位薬剤料点		薬剤調製料 調剤管理料	薬剤料	加算料	
1	1	10.1	10.1		【内服】1日1回朝食後 アダラートCR錠40mg 1錠 後発医薬品の在庫状況等を踏まえ後発医薬品 を提供することが困難なため	3	28	24 50	84	

3 医薬品マスターについて

長期収載品の選定療養に伴い、医薬品マスターに項番 41「長期収載品関連」及び項番 42「選定療養区分」の項目を追加しています。

変更区分	マスター種別	医薬品コード	～	漢字名称	～	新又は現金額	～	長期収載品関連	選定療養区分
0	Y	610421322		アダラートCR錠40mg		27.30		0	1
				}					
0	Y	670421322		アダラートCR錠40mg（選）		24.72		610421322	2
				}					